

＜投 稿 欄＞

答申定款案に対する修正意見について

1. はじめに

「日本天文学会の組織と運営の改善に関する答申」(昭和45年3月)として運営検討委員会から定款改訂案が提出されてからすでに1年半経ち、答申にもられた改革の精神を尊重しながら定款改訂をすすめるべきことは、一昨年及び昨年の2度の通常総会において「総会申し合せ」として確認されています。昨年の総会では実行への一步前進のため、答申定款案にたいする修正意見を修正案の形で提出を求め、それに基いて理事会が総会に提出できる改訂案を作製するという段取りが決められました。その結果、7通の意見書が理事会のもとに集められましたが、各意見の骨子は本誌10月号に庶務理事から報告のあったとおりです。以下、ここでもその報告に従って修正意見をA, B, ……, Gとよぶことにします。

新定款案の作製に当って旧運営検討委員としては、これらの意見にたいして見解を示すべきではないかと思いましたので、旧委員長としてとくに支部選出およびアマチュア代表の旧委員に意見を求め、各修正意見が総会申し合せの精神とどのような関係をもつか、を中心に見解をまとめて見ました。

10月下旬に豊橋市で行われた天文学会秋季年会では学会改革についての説明会が開かれました。その席上、修正意見を出された会員からの説明があり、私も上記旧運営検討委員の意見のまとめを紹介致しました。それらについての討論の後、海野副理事長から今後の取り組み方として、理事会は今春の通常総会を目標として理事会案のまとめに努力する旨の言明がありました。

この説明会のなかで、いくつかの問題点が浮き上って来ましたが、私共として見過すことのできない点は総会申し合せにもられた精神の拡大解釈です。それは修正意見の過半数および理事の一部の意見にみられるところですが、その解釈によると、総会申し合せの精神とは評議員を公選することであって、選挙母体、選挙法は問わない(実質的には現行特別会員間の互選)，ということのようです。私共はこのような拡大解釈は申し合せの範囲からはずれているものと考えます。この点は今後の学会改革をすすめるに当って重要な影響をもつと予想されますので、以下、私共の見解をもう一度繰り返して述べ、それに基いて修正意見にたいする若干の批判を試みたいと思います。

2. 学会改革に関する答申の理念

総会の申し合せとして承認された改革の理念をもう一

度まとめてみます。

運営検討委員会の第1次答申(昭和44年5月)では、学会改革の方向として、研究者とアマチュアとからなる学会の一体性は存続すべきこと、学会運営は公選制を取り入れて民主的に行なうべきこと、の2点をあげ、第2次答申では定款改訂案をまとめるときに、民主化の原則として次の2項目を指摘しました。

第1に、学会運営にはすべての会員が平等の資格で参加できるようにする。

第2に、評議員の公選を基礎に会員の総意がつねに学会運営に反映できるようにする。

以上が総会申し合せとして承認された理念の中味です。学会の一体性の理念は学会のもつ歴史的事情、および、進歩と普及は不可分であるという理念に基づくもので、この点については総会での討論、アンケート等を通じて広く会員の支持を得ております。

ただ、繰りかえすまでもないのですが、答申に述べられた一体性と民主化とは学会を構成する各階層固有の立場・意向を無視して画一的平等をはからうとするものではありません。形の上では会員はすべて平等の権利と義務を持つことになっても、実質的に研究者は学会運営の中心にならざるを得ないし、その責任を回避することはできません。答申では研究者の責任体制は運営上の措置(評議員公選における立候補制、評議員会における担当評議員制など)によって十分に果しうる、という考え方方が採られています。

このような研究者の責任体制については多くの研究者会員から疑問、異議が出されました。定款上で保障がない以上、会員の多数を占めるアマチュア会員が学会運営を独占し、学会が学会としての機能を失うのではないか、という危惧がその出発点になっています。答申ではこのような危惧は非現実的なものとしてしりぞけ、会員を信頼する立場を探っております。運営検討委員会における検討のさいにも、この問題については多くの討論が行われ、一つの案として修正意見Aに見られるように、評議員定数を正会員A(天文月報配布)と正会員B(欧文報告配布)にそれぞれ一定数配分しようとする、会員種別による選挙区制を探り入れてはどうかとの意見が出されたこともあります。しかし、その意見に対しては、①欧文報告配布の有無と会員が研究者であるかどうかとは関係ない、会員種別による選挙区制は反対研究者問題に混乱を持ちこむおそれがある、②選挙区制は実務を複雑にする、などの反論があり、さらに、③正会員Aのなかから定められた数の立候補者を確保することが困難な場合もありうる、という事情も考慮されて、結局、選挙権には正会員A, Bによる区別を設けないという答申案が出来上ったわけです。

若し、上記のような事情を考慮した上で、研究者の責任体制についての適当な案が示されるならば、それを採用することは答申の理念とも矛盾しないだろうと思います。

なお、定款第1次試案(昭和44年10月)では準会員制および選挙権に対する年令制限も研究者の責任体制の一環として提案されていました。これらの案が提案され、そして2次試案で消えていった事情は必要ならばもう一度検討してみる価値はあるうと思います。

3. いわゆる修正案について

理事会に提出された7つの修正案A, B, ……, Gについて、前節に述べた立場からの批判をまとめてみます。これらのなかで、形式的にいいますと、修正意見F, Gは現行定款に対する修正であって答申定款案に対するものではありません。修正案B, D, Eは答申定款案から出発していますが、内容はF, Gに近く、いずれも答申定款案に対する修正案というより対案と見ることができるでしょう。

まず、修正案Aは評議員定数を正会員A, Bによって別個に定めようとするものですが、被選挙権を正会員A, B全体が持つとしている点は答申の精神から見て十分に考慮に値する案であると思います。また、修正案Cは入会金制を設けようとするもので、入退金を厳密にする方向での心理的敷居を高くすることもねらいの一つのようですが、むしろ、財政上の問題と割り切れば実施できない案ではありません。

以上のA, Cを除く他の修正案には上述したように基本的な考え方方に問題がある、答申の理念をそこまで拡張することはできないと私共は考えております。それについて問題別に若干の意見を書いてみたいと思います。

(1) 学会の一体性について。学会の目的から普及をはずし(修正案E), 学会事業から普及関係を落とす(B, E)ことは明らかに一体性の原則からはずれています。

(2) 正会員の資格づけ。研究者のみを正会員とする(E)のは前述の普及面の切捨てに通じ、また、正会員Bにたいして入会申込書に研究歴の記入を求めるることは、それ自体では問題ありませんが、それは正会員Bであるための条件とすると疑問が出てきます。

(3) 評議員選挙方法。評議員を現行の特別会員または新定款案の正会員Bの間での互選とする(B, D, E, F, G)は、会員の総意を学会運営に反映するという改革の原則と基本的に相入れないものがあります。修正案B

では正会員Aからも若干名評議員になる道を残していますが、選出方法ははっきりしません。評議員選出に当っては会員各階層(研究者、教育者、同好者)の固有の立場・意見が反映され、尊重されることが肝心です。その意味で特定の階層内での互選は公選制と考えるわけにいかないことをもう一度指摘しておきたいと思います。

(4) 担当評議員制。新定款案が評議員を公選しているのは評議員会に従来とちがった新しい任務を付与しているためです。それはひとくちにいえば評議員会が学会の果すべき任務について、より直接的に責任を負う、ということであって、学会運営の衝に当る理事会とは性格の異ったものです。例えは研究者は学会にたいして、当面する研究上および学術行政上の諸問題について研究者の討論を組織し、意見を集約する役割を期待していますが、現在の学会にはそれに応える態勢ができおりません。学会にたいするこの期待が研究者部会を中心とする部会制の発想となったのですが、部会制については主として組織運営の複雑化にたいする危惧から時期尚早とされたわけです。そして、新定款案では評議員会にその任務を付託しており、それを効果的にまた責任をもって行えるように、ということで定款において担当評議員制を義務づけています。研究担当評議員は研究体制、将来計画、科研費問題などについて学会の意見を集約する任務を負っておりますし、また、普及担当評議員は現在、アマチュア団体間にひろまっている全国的連絡組織への要望を助長し、学会として責任ある対応をつけると同時に将来の部会制への道を用意する任務があるといえましょう。したがって、担当評議員制は新定款案における評議員会の性格と任務を規定する大事な改正点の1つであって、それを削除する意見(B, E, G)に賛成することはできません。

以上のほか、郵便投票制の可否など、いくつかの問題もありますが、全体として見ると、修正意見A, Cは十分考慮すべき点があるが、それ以外の意見は本質的な点において疑義がある、というのが、理事側を除く旧運営検討委員のほぼ一致した見解です。

なお、旧運営検討委員は裁判官でないという批判があります。それはその通りで、裁判官はとうぜん総会です。私共は答申の理念が総会の多数意見として申し合わせの形で認められているとの判断に立って見解を表明しているにすぎません。私共の見解が理事会における今後の検討に参考になればと希望いたします。 (小暮智一)